

元植柳小学校跡地活用に係る基本協定書締結式について

- 1 日 時 令和元年7月17日（水）午後3時50分から午後4時30分
- 2 場 所 京都市役所 第一応接室
- 3 内 容 京都市と安田不動産株式会社との間で「元京都市立植柳小学校跡地の活用事業に関する基本協定書」を締結する。
- 4 出席者 (安田不動産株式会社)
中川 雅弘 代表取締役社長
中塚 均 常務取締役 開発事業本部長
森 知英 開発事業本部 開発第二部長

(京都市)
門川 大作 京都市長
鈴木 章一郎 京都市副市長
西村 潔 行財政局資産活用担当局長
- 5 次 第 (1) 出席者紹介，経過説明
(2) 基本協定書の締結
(3) 写真撮影
(4) 門川市長 挨拶
(5) 中川社長 挨拶，中塚常務 事業概要説明
(6) 質疑応答
- 6 資 料 ・ 基本協定書の概要
・ 元植柳小学校跡地活用について（京都市）
・ 元植柳小学校跡地の活用計画案について（安田不動産株式会社）

お問合せ先

京都市：行財政局 資産活用推進室 学校跡地活用促進担当

（電話 075-222-4119）

安田不動産株式会社：開発事業本部 開発第二部 第一課

（電話 03-5259-0523）

「元京都市立植柳小学校跡地の活用事業に関する基本協定書」の概要

（前文）

元京都市立植柳小学校は、平安京の遷都とともに開かれ、本願寺の門前町として発展してきた歴史ある地域において、明治2年、先人達が英知と努力を結集し、未来の京都の輝かしいまちづくりを目指し、「まちづくりは人づくりから」との信念の下、地域住民の寄付により、日本初の学区制小学校である「番組小学校」の一つとして開校した。このような自治の精神は、今も植柳地域に息づき、元京都市立植柳小学校は、閉校後もなお、まちづくりの拠点として重要な役割を果たしている。

また、ここ京都は、1200年を超える悠久の歴史に育まれ、今日もなお、日本の伝統・文化が生き続け、創造的な発展をし続ける世界でも稀有な歴史都市であるとともに、文化芸術を基軸として、産業、観光、教育などあらゆる分野を融合する新たな価値を創造する日本の文化首都である。

京都市（以下「甲」という。）と安田不動産株式会社（以下「乙」という。）は、元京都市立植柳小学校の果たしてきた役割と京都の持つ歴史的・文化的な特性を踏まえ、世界に向けて新たな京都の魅力を発信し、地域と共に京都ならではの価値を生かすまちづくりを深化させるパートナーとして、元京都市立植柳小学校の敷地（以下「本件跡地」という。）の活用事業に誠実に取り組むため、この協定を締結することとする。

令和元年7月17日

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が実施する本件跡地の活用事業について、乙が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲及び乙が相互に協力し、本件跡地に関する一般定期借地権設定契約（以下「貸付契約」という。）の締結に向けた協議の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から、貸付契約の締結の日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

2 乙は、契約候補事業者の選定に当たり提案した内容について、確実に履行するよう努めなければならない。

(事前協議会の開催)

第4条 甲及び乙は、本件跡地の活用事業の実施に向けて、自治会活動の継続、避難所の機能の確保その他本件跡地の活用に係る具体的な活用計画について、植柳自治連合会（以下「丙」という。）の意見を聴取するため、甲、乙及び丙で構成する協議会（以下「事前協議会」という。）を開催する。事前協議会は、公開しないものとする。

(その他の協議等)

第5条 甲及び乙は、事前協議会における協議事項のほか、貸付契約の締結に関し必要な事項について、協議するものとする。

(貸付契約の締結)

第6条 事前協議会における協議事項について甲、乙及び丙が合意し、及び貸付契約の締結に関し必要な事項について甲及び乙が合意したときは、甲及び乙は、貸付契約を締結するものとする。

(合意の期限等)

第7条 前条の合意は、令和2年3月31日までにされなければならない。ただし、同日において、甲が合意の見込みがあると判断するときは、この限りでない。

以下、一般的な内容の条項につき、省略する。

第8条（土地の調査等）

第9条（協定の解消）

第10条（協定が解消された場合の費用負担）

第11条（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条（疑義の決定等）

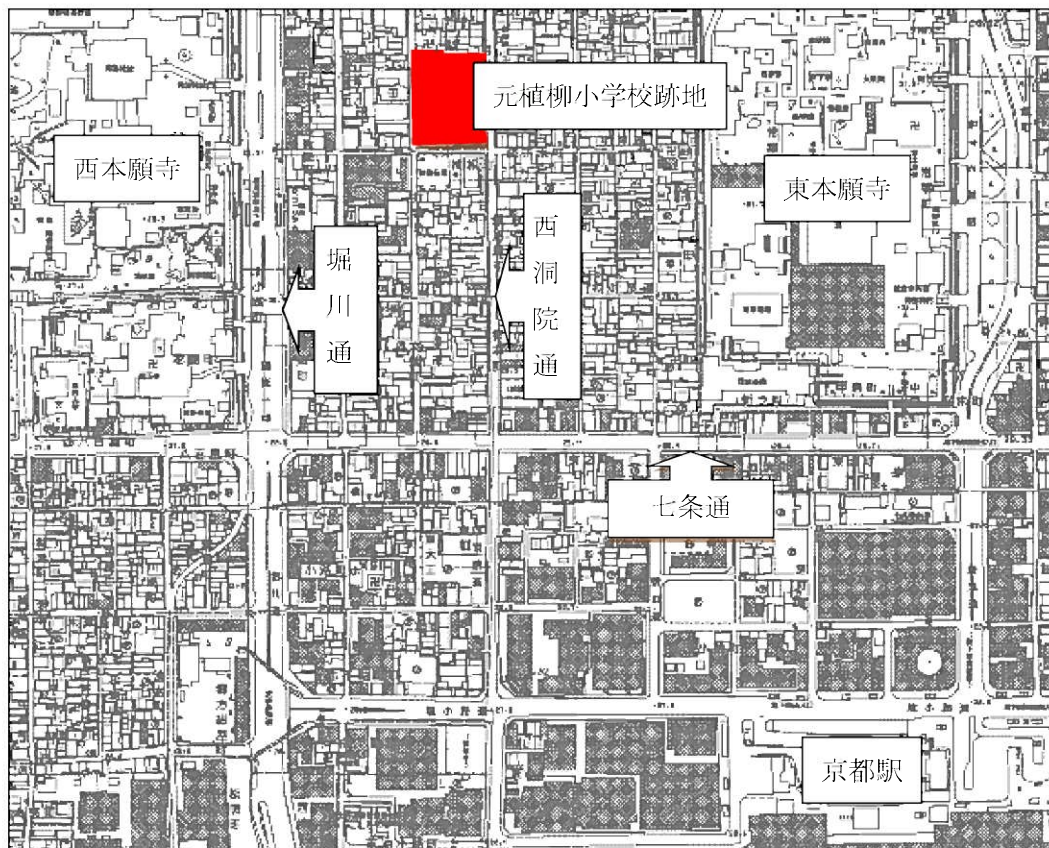
元植柳小学校跡地活用について

1 基本協定書の締結までの主な経過

平成 6 年 8 月	「都心部における小学校跡地の活用についての基本方針」を策定
22 年 3 月	元植柳小学校 閉校
23 年 11 月	「学校跡地活用の今後の進め方の方針」を策定
24 年 7 月	「学校跡地活用の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」を策定し、民間等事業者の活力を生かした提案を広く募集
30 年 2 月	植柳自治連合会から要望書受理
3 月	元植柳小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定のためのプロポーザルの実施を決定
6 月	「元植柳小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会」の設置・開催（全5回）
31 年 2 月	契約候補事業者として「安田不動産株式会社」を選定

2 元植柳小学校跡地の概要

- 所在地 京都市下京区西洞院通花屋町下る西洞院町466番ほか
- 面積 4,697.47㎡（実測面積）
- 延床面積 3,637㎡（本館，校舎，講堂ほか）



3 安田不動産株式会社による元植柳小学校跡地の活用計画案

- 計画概要 観光立国であるタイと日本の「おもてなし」文化の融合により、新たな国際交流が生まれる上質な宿泊施設

- ・ タイのラグジュアリーホテル「デュシタニ」
- ・ MICE対応のファンクショナルルーム（多目的室）の設置
- ・ 自治会活動スペース（集会所，倉庫等）
- ・ 植松公園の再整備（広場の拡大，地下体育館の設置）など

- 開業時期 令和4年度開業予定

4 今後の予定

安田不動産株式会社との基本協定書の締結後，京都市，同社及び地域住民の三者による事前協議会において，具体的な活用計画等に関し，協議を行い，三者の合意を経て，貸付契約を締結する。

(以上)